

共催・後援に関する基準

制定 平成24年7月28日

次の条件の全てを満たすものを対象とする。

ただし、(社)日本栄養士会及び他都道府県栄養士会、国・県・市町村等の行政機関、公益法人(宗教法人を除く)並びに報道機関など公共性の強い機関や団体である場合は、この限りではない。

なお、この基準に抛りがたいものや、判断が困難なケースについては、その都度総務委員会で検討・決定し、理事会に報告する。

1 他機関・団体・企業等から共催・後援の申し入れがあった場合

(1) 他機関・団体・企業等について

- ア 栄養士会の名誉を傷つけないものであること。
- イ 機関・団体の組織が明確かつ概ね全県的な規模であり、その運営が適切であること。
- ウ 特定の宗教や政党に関係のないものであること。
- エ 特定の流派や系列に偏らないものであること。

(2) 事業内容について

- ア 栄養士会の活動の趣旨に反しないものであること。
- イ 県民の健康づくり・食育等に関する普及啓発に寄与するもの、または、会員の資質向上に資するものであること。
- ウ 県民または会員を対象としたものであること。
- エ 共催者または後援者に、宗教団体及び政治団体が参加していないこと。
- オ 営利を目的とした事業でないこと。
- カ 衛生・災害・事故防止等について十分配慮していること。
- キ 企業・営利団体が主催する事業については、主催者が事業予算の8割以上を負担するものであること。

2 他機関・団体・企業等へ共催・後援の申し入れをする場合

(1) 他機関・団体・企業等について

上記1の(1)に同じ。

(2) 事業内容について

上記1の(2)に同じ。ただし、キを除く。